

平成27年12月28日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）の職員配置について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病児保育事業の実施に当たっては、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により、実施方法等についてお示ししているところです。

このうち、「病児対応型」及び「病後児対応型」の職員配置についても、実施要綱に規定しております。^(*1) その事業実施にあたっては、事故防止及び衛生面に十分ご配慮いただいた上で、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、職員の配置について柔軟な対応が可能となっております^(*2) ので、改めて周知致します。^(*3)

また、子ども・子育て支援交付金により、事業実施に必要な経費の一部を補助しているところですが、上記のような対応を取った場合には、職員の勤務実態等に応じた対象経費の範囲を定めるなど、適切な運営、補助金の執行等にご留意下さいますようお願い致します。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市（区）町村へのご周知方併せてお願い致します。

(* 1) 「実施要綱 (抜粋) 」

職員の配置

病 (後) 児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師、又は助産師 (「看護師等」) を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、病 (後) 児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置すること。

(* 2) 具体的な事例及び要件は以下のとおり。

【利用児童がいる場合】

看護師等の常駐を原則とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。

- ・ 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- ・ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。
- ・ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- ・ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

【利用児童がいない場合】

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(* 3) 実施要綱についても、平成 28 年度当初の次回改正時にあわせて本内容について明記する改正を行う予定。

※ 本事務連絡は、『平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針』(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき周知するものです。

『平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針』(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)【抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(21) 子ども・子育て支援法 (平 24 法 65) (内閣府と共管)

病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成 27 年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」(平成 27 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成 28 年 4 月を目的に改正する。